

平成30年12月10日招集

# 第10回若桜町議会定例会会議録

(平成30年12月10日)

若桜町議会事務局

職務のために議場に出席した者の職・氏名			
事務局長	下石裕美		
書記	伊賀忍		
提出議案の項目			
件数	件名	議案名	議決結果
1	議案第87号	平成30年度若桜町一般会計補正予算(第8号)	原案可決
2	議案第88号	平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決
3	議案第89号	平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決
4	議案第90号	平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算(第5号)	原案可決
5	議案第91号	若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について	原案可決
6	議案第92号	特別職の職員等で非常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について	原案可決
7	議案第93号	若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
8	議案第94号	若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決
9	議案第95号	若桜町税条例の一部改正について	原案可決
10	議案第96号	若桜町使用料徴収条例の一部改正について	原案可決
11	議案第97号	若桜町立中学校等設置条例の一部改正について	原案可決
12	議案第98号	若桜町索道事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
13	議案第99号	若桜町営スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
14	議案第100号	鳥取県町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合規約の変更について	原案可決
15	議案第101号	若桜町教育委員会の委員の任命について	原案同意
	議員提出議案		
16	第10号	若桜宿町並み整備調査特別委員会の設置について	原案可決
17	第11号	議会改革調査特別委員会の設置について	原案可決

18	第12号	若桜町議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について	原案可決
19	第13号	若桜町議会傍聴規則の一部改正について	原案可決
20	第14号	若桜町議会事務局設置規則の一部改正について	原案可決
21	第15号	待機児童解消、保育士等の処遇改善、保育の無償化の ための必要な措置を求める意見書	原案可決
22	第16号	総務産業常任委員会の閉会中の調査研究について	原案可決
23	第17号	若桜町議会基本条例の一部改正について	原案可決

平成30年第10回若桜町議会定例会（第1号）

招集年月日	平成30年12月10日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後1時30分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	農林建設課長	佐々木 明仁
	副 町 長	盛田 聖一	農林建設課参事	森 雄一
	総務課長	竹本 英樹	農林建設課参事	山本 伸一
	町民福祉課長	藤原 祐二	農林建設課参事	岩本 孝美
	にぎわい創出課長	谷口 国彦	ふるさと創生課長	谷本 剛
	会計管理者	上川 恭子	教 育 長	新川 哲也
	包括支援センター 所長	寺西 満	教育委員会次長	山口 由企夫
	保健センター所長	山根 葉子	税 務 課 長	前田 弥生

## 会議の顛末

本会議（12月10日）

### 議長（川上守）

ただいまの出席議員数は10人です。

定足数に達しておりますので、平成30年第10回若桜町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

#### 日程第1

「会議録署名議員の指名」を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番 梶原明議員、2番 君野弘明議員を指名します。

#### 日程第2

「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月13日までの4日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月13日までの4日間に決定しました。

#### 日程第3

「諸般の報告」をします。

会議関係諸般の報告は、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

次に、常任委員会に付託した請願等について報告します。

本日まで受理した請願・陳情は、お手元に配布の「請願等文書表」のとおりとします。

会議規則第92条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託したので報告します。

続いて、議員派遣報告を行います。

若桜町議会9月定例会において議決し、派遣を決定いたしました議員派遣について、報告書が提出されています。

議会報告第23号 東部町議会議長会議員研修会、議会報告第24号 町村議会広報研修会、議会報告第25号 鳥取県町村議会議員研修会につきましては、印刷してお手元に配布のとおりです。

朗読は省略します。

#### 日程第4

議案第87号 平成30年度若桜町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

### 町長（矢部康樹）

暦も師走に入り、慌ただしくなってきました。気候も、先週のはじめには気温が20度を超えたかと思えますと、この土日には初雪が降るなど、寒暖が激しく、体への負担の大きい温度変化が続いております。これからは、平年並みの気温になるものと思われませんが、暖冬が予想されており、15日のスキー場開きには、積雪があり、多くのスキーヤーでにぎわうことを願っているところでございます。

さて、本日ここに、平成30年第10回若桜町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様にはご出席を賜り、平成30年度一般会計補正予算及び諸議案等のご審議をいただきますことに対し、感謝を申し上げます。

国政においては、来年5月の新天皇即位に向けた準備が着々と進む一方、10月に迫りました消費税率の引き上げに対する消費の落ち込みへの経済対策として、キャッシュレス決済時のポイント還元や住宅ローン減税の延長、さらには、自動車税の引き下げなど、あの手この手の景気の冷え込み対策など、過去最大の100兆円を超える当初予算の編成が佳境を迎えているところでございます。

本町におきましては、12月7日に「わかさ氷ノ山インフォメーションセンター」がオープンいたしました。センター内には、リフト券売り場はもちろん、休憩室、パウダールーム、キッズルームなどが設置され、ファミリー客の取り込みを中心に集客に力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

また、12月8日には、わかさこども園生活発表会が催され、4月から見違えるぐらい成長した園児の姿に、多くの保護者や家族の皆様が大変喜んでおられるとともに、我が子の成長に目を細めていらっしゃいました。

さらに、12月9日には、平井鳥取県知事を本町にお迎えし、「伸びのびトーク」を開催いたしました。これは、今年度から始めた若桜町若者プロジェクトワークショップの子育てワークキンググループと氷ノ山ワークキンググループなどのメンバーの方が、それぞれ検討を重ねて来られた提案を話していただき、知事と意見交換をさせていただきました。

大変、有意義な意見交換であったと思います。最後は皆さんと食事を取りながら、公共交通の問題や人材育成、リフレッシュ制度など、さまざまな町政の課題についてお話をさせていただきました。

今回は若者が中心でしたが、若者以外にも高齢者や、基幹産業である農林業の従事者など、さまざまなカテゴリーを設けてご参加いただき、このような機会をつくっていただければと思うところでございます。

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第87号 平成30年度若桜町一般会計補正予算についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,030万円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億3,100万円とするものでございます。

また、第2条の債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」のとおりでございますし、第3条の地方債の変更は「第3表 地方

債補正」のとおりでございます。

はじめに、歳入の概要につきまして、ご説明いたします。分担金及び負担金では、若桜29工房の増築に伴う八頭町の負担金として223万1千円を追加いたしました。国庫支出金では、国民年金事務に係るシステム改修の委託金として16万2千円を追加いたしました。

県支出金では、がんばる地域プラン事業費補助金を327万4千円追加し、実績に伴う林道整備事業補助金の減額、また、補助金の交付団体を、町から協議会へ変更することにより、林業成長産業化地域創出モデル事業補助金を減額するなど、総額1,318万8千円を減額いたしました。

寄付金では、災害見舞金として50万円を追加いたしました。繰越金では前年度繰越金として2,550万円を追加いたしました。

諸収入では、平成29年度の後期高齢者医療広域連合 市町村療養給付費負担金の清算金、建物災害協賛金など総額219万5千円を追加いたしました。町債では、実績による減額と農業振興費のがんばる地域プラン事業への追加など総額290万円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。職員の人件費の実績見込みに係る調整を各費目にわたり行っており、総額276万5千円増額いたしました。総務費では、一般管理費に総合行政システムの改正元号対応委託料など365万8千円、財産管理費に、ドライブレコーダーを公用車に設置するための経費64万8千円、知事県議会議員選挙費に68万8千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額684万5千円増額しております。

民生費では、社会福祉総務費に、国民健康保険事業特別会計への繰出金151万5千円、老人福祉費に旧自立支援ハウスの進入路の舗装打替工事の増工分139万6千円、平成2

9年度の事業実績に伴う返還金など、その他の補正と合わせまして、総額641万6千円増額しております。

衛生費では、保健衛生施設費に保健センターの燃料費40万円、簡易水道事業特別会計への繰入金130万8千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額180万8千円増額しております。

農林水産業費では、農業振興費にがんばる地域プラン事業として1,191万8千円、有害鳥獣駆除対策費に354万3千円、林業振興費に森林整備事業補助金として200万円を追加し、林業成長産業化地域創出モデル事業に1,000万円、林業事業費の諸鹿屋堂羅線開設事業に1,100万円、それぞれ減額するなど、その他の補正と合わせまして、総額154万4千円減額しております。

商工費では、商工業振興費に若桜町創業・開業促進事業費補助金として100万円、氷ノ山集客促進事業費に高原の宿氷太くんの給水ポンプの修繕に53万8千円をそれぞれ追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額157万2千円を増額しております。

土木費では、道路維持費に町道補修の工事請負費を301万円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額303万6千円を増額しております。

消防費では、職員参集システムの導入経費を59万4千円追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額164万9千円を増額しております。

教育費では、学園管理費に修繕料として25万5千円、保健体育総務費に若桜学園児童・生徒へのスキー場リフト券の全額助成に係る補助金34万5千円、給食センター費に機械の修繕費34万5千円を追加するなど、その他の補正と合わせまして、総額200万円増額しております。

災害復旧費では、林業用施設災害復旧費を実績に伴い、総額66万円減額しております。

なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を82万2千円減額いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第5

議案第88号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、議案第89号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）、議案第90号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第88号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ822万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億6,857万8千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。県支出金では、保険給付費の増加により交付金を671万2千円追加、また、一般会計からの繰入金を151万5千円追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。総務費では、結核・精神負担に係る算定処理業務の委託料として41万8千円を増額しております。保険給付費では、保険給付費として療養給付事業負担金304万6千円、高額療養事業負担金366万6千円をそれぞれ追加しております。

なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を109万7千円増額いたしました。

続きまして、議案第89号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ140万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億8,899万3千円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。国庫支出金では、地域支援事業交付金の現年度分を29万5千円追加いたしました。支払基金交付金では、地域支援事業支援交付金の現年度分を39万2千円追加いたしました。県支出金では、地域支援事業交付金の現年度分を18万2千円追加いたしました。繰入金では、一般会計繰入金18万3千円と介護給付費準備基金繰入金35万1千円を追加するなど、総額53万4千円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。地域支援事業費では、第1号通所事業負担金として106万8千円と、介護予防ケアマネジメント事業委託費用として33万5千円をそれぞれ追加し、総額140万3千円を増額いたしました。諸支出金では、償還金の返還金として2万2千円を増額しております。なお、歳入歳出の総額を調整し、予備費を2万2千円減額いたしました。

続きまして、議案第90号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ130万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億143万円とするものでございます。

はじめに、歳入の概要についてご説明いたします。歳入では、一般会計からの繰入金130万8千円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。歳出には、簡易水道施設費に修繕料として130万8千円を増額いたしました。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第6

議案第91号 若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第91号 若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定について、でございますが、これは、本町が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、その保存のために必要な措置を定めるため、本条例を制定するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第7

議案第92号 特別職の職員等で非常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。



議案第92号 特別職の職員等で非常勤のもの給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町伝統的建造物群保存地区保存条例の制定による、若桜町伝統的建造物群保存地区保存審議会の設置に伴い、当該審議会委員の給与を追加するため、改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第8

議案第93号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、議案第94号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第93号 若桜町特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、一般職の国家公務員の給与改定に準じて特別職の国家公務員の給与の額が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第94号 若桜町職員の給与に関する条例の一部改正について、でございますが、これは、平成30年人事院勧告に準じて、月例給並びに期末・勤勉手当、宿日直手当に係る部分について、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第9

議案第95号 若桜町税条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第95号 若桜町税条例の一部改正について、でございますが、これは、地方税法第314条の7第3項の規定に基づき、町条例で定める控除対象特定非営利活動法人を追加するため、条例の一部を改正するものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第10

議案第96号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第96号 若桜町使用料徴収条例の一部改正について、でございますが、これは、若桜町営スキー場管理棟を取り壊し、新築したことにより、行政財産の名称変更と使用料

について改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第 1 1

議案第 9 7 号 若桜町立中学校等設置条例  
の一部改正について、を議題とします。提案  
理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案  
につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 9 7 号 若桜町立中学校等設置条例  
の一部改正について、でございますが、これ  
は、若桜学園小学校菴米分校を廃校とするこ  
とに伴い、改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第 1 2

議案第 9 8 号 若桜町索道事業の設置等  
に関する条例の一部改正について、議案第 9 9  
号 若桜町営スキー場施設の設置及び管理に  
関する条例の一部改正について、を一括して  
議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案  
につきまして、提案理由を御説明いたします。

議案第 9 8 号 若桜町索道事業の設置等  
に関する条例の一部改正について、ございま  
すが、これは、樹氷スノーピア休憩棟を取り  
壊したため、条例から削除するものでござ  
います。

続きまして、議案第 9 9 号 若桜町営スキ  
ー場施設の設置及び管理に関する条例の一部改  
正について、でございますが、これは、樹氷  
スノーピア管理棟を取り壊し、新たな施設を  
設置したため、所要の改正を行うものでござ  
います。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

#### 日程第 1 3

議案第 1 0 0 号 鳥取県町村総合事務組合  
を組織する地方公共団体の数の増加及び同組  
合規約の変更について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案  
につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第 1 0 0 号 鳥取県町村総合事務組合  
を組織する地方公共団体の数の増加及び同組  
合規約の変更について、でございますが、こ  
れは、鳥取県町村総合事務組合に南部箕蚊屋  
広域連合及び日野病院組合を加入させるため、  
鳥取県町村総合事務組合規約を変更すること  
について、議会の議決を求めるものでござ  
います。

以上でございます。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第14

議案第101号 若桜町教育委員会の委員の任命について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

#### 町長（矢部康樹）

それでは、ただいま議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第101号 若桜町教育委員会の委員の任命について、でございますが、若桜町教育委員会の委員に次の者を任命したいと思いますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地。

氏名、福田浩子、昭和〇〇年〇〇月〇〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

日程第15

議員提出議案第10号 若桜宿町並み整備調査特別委員会の設置について、議員提出議案第11号 議会改革調査特別委員会の設置について、を一括して議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

#### 議員（山根政彦）

議員提出議案第10号 若桜宿町並み整備調査特別委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、

若桜宿町並み整備調査特別委員会を設置して、閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月10日提出。提出者、若桜町議会議員山根政彦。賛成者、若桜町議会議員川上守。

1 名称、若桜宿町並み整備調査特別委員会。

2 設置の根拠、地方自治法第109条。

3 調査研究の目的、若桜宿町並み整備に関する調査を行うこと。4 委員の定数、10名 議員全員です。5 調査期間、調査終了まで。

続いて、議員提出議案第11号 議会改革調査特別委員会の設置について。

これは、議会基本条例の見直しを含め、これからの議会活動について協議したいので委員会の設置をするものです。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、議会改革調査特別委員会を設置して、閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び若桜町議会会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年12月10日提出。提出者、若桜町議会議員山根政彦。賛成者、若桜町議会議員前住孝行。

1 名称、議会改革調査特別委員会。2 設置の根拠、地方自治法第109条。3 調査研究の目的、議会改革に関する調査。4 委員会の定数、10名 議員全員です。5 調査期間、調査終了まで。以上でございます。

#### 議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第10号及び議員提出議案第11号について、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第10号及び議員提出議案第11号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時02分 散 会